# 水害予防組合法第八十二条ニ依ル水害予防組合吏員服務紀律 （明治四十一年内務省令第十四号）

水害予防組合吏員服務紀律ニ関シテハ地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十二条乃至第三十五条及第三十八条第一項ノ規定ヲ準用ス

# 附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。